

# 税金・公共料金・郵便など

種 類	内 容	手続き・窓口												
所 得 税	<p>本人、配偶者または扶養親族が下記の手帳を所持している場合、控除を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">控除</th> <th style="width: 55%;">対象者</th> <th style="width: 30%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">障 害 者 控 除</td> <td>                     身体障害者手帳 3～6 級                      療育手帳「B」                      精神障害者保健福祉手帳 2・3 級                 </td> <td style="text-align: center;">27 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 別 障 害 者 控 除</td> <td>                     身体障害者手帳 1・2 級                      療育手帳「A」                      精神障害者保健福祉手帳 1 級                 </td> <td style="text-align: center;">40 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同 居 特 別 障 害 者 控 除</td> <td>                     特別障害者に該当する配偶者も                      しくは扶養親族と常に同居して                      いる納税者                 </td> <td style="text-align: center;">75 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給与をもらっている人は勤務先に、年金をもらっている人は年金機構などに扶養親族申告書を提出します。 それ以外の方は確定申告が必要です。</p>	控除	対象者	控除額	障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円	特 別 障 害 者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円	同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者も しくは扶養親族と常に同居して いる納税者	75 万円	<p>筑紫税務署 筑紫野市針摺西 1 丁目 1 番 8 号 ☎092-923-1400</p>
	控除	対象者	控除額											
	障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円											
	特 別 障 害 者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円											
	同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者も しくは扶養親族と常に同居して いる納税者	75 万円											
市 県 民 税	<p>本人、配偶者または扶養親族が下記の手帳を所持している場合、控除を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">控除</th> <th style="width: 55%;">対象者</th> <th style="width: 30%;">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">障 害 者 控 除</td> <td>                     身体障害者手帳 3～6 級                      療育手帳「B」                      精神障害者保健福祉手帳 2・3 級                 </td> <td style="text-align: center;">26 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特 別 障 害 者 控 除</td> <td>                     身体障害者手帳 1・2 級                      療育手帳「A」                      精神障害者保健福祉手帳 1 級                 </td> <td style="text-align: center;">30 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">同 居 特 別 障 害 者 控 除</td> <td>                     特別障害者に該当する配偶者も                      しくは扶養親族と常に同居して                      いる納税者                 </td> <td style="text-align: center;">53 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給与をもらっている人は勤務先に、年金をもらっている人は年金機構などに扶養親族申告書を提出します。 それ以外の方で確定申告をしていない人は市役所で市県民税申告が必要です。 特別障害者で一定の要件を満たす人は、納期限までに申請することで減免を受けることができます。</p>	控除	対象者	控除額	障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円	特 別 障 害 者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円	同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者も しくは扶養親族と常に同居して いる納税者	53 万円	<p>筑紫野市税務課 市民税担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 (代表) 092-557-5228 (直通)</p>
	控除	対象者	控除額											
	障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円											
	特 別 障 害 者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円											
	同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者も しくは扶養親族と常に同居して いる納税者	53 万円											

種 類	内 容	手続き・窓口
相 続 税	<p>85歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、その人が85歳に達するまでの年数1年につき下記の額が相続税より控除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般障害者…10万円</li> <li>●特別障害者…20万円</li> </ul> <p>※障がい者（一般・特別）の範囲は、所得税と同じです。  ※障害者控除の適用は法定相続人に限られます。</p>	<p>筑紫税務署  筑紫野市針摺西  1丁目1番8号  ☎092-923-1400</p>
贈 与 税	<p>特定障害者（※）の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の人については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円まで贈与税がかかりません。</p> <p>※ 特定障害者とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特別障害者</li> <li>2. 障がい者のうち精神に障がいがある人をいいます。</li> </ol>	<p>筑紫税務署  筑紫野市針摺西  1丁目1番8号  ☎092-923-1400</p>
事 業 税	<p>重度の視覚障がい者（両眼の視力の和0.06以下）が営む「はり、きゅう、マッサージ」の事業の事業税については、非課税となります。</p>	<p>筑紫県税事務所  大野城市白木原  3-5-25  筑紫総合庁舎 4F  ☎092-513-5574</p>
少 額 貯 蓄 の 利 子 等 の 非 課 税	<p>身体障害者手帳等の交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人（妻）等が受け取る一定の預貯金等の利子等について、非課税の適用を受けることができます。</p>	<p>筑紫税務署  筑紫野市針摺西  1丁目1番8号  ☎092-923-1400</p> <p>もしくは  各金融機関</p>

種 類	内 容			手続き・窓口	
自動車税 ・ 軽自動車税	<p>下記に示す障がい者本人が使用する自動車、または障がい者のために障がい者本人と生計を一にする者が使用する自動車について、自動車税及び軽自動車税の免除を受けることができます。</p>				
	障がいの種類		障がい者本人が車を所有しかつ障がい者本人が運転する場合	家族が車を所有し家族が運転する場合など（左記以外）	<p>○自動車税 筑紫県税事務所 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内 ☎092-513-5576</p> <p>○軽自動車税 筑紫野市税務課 市民税担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 （代表） 092-557-5228 （直通）</p>
	視覚障がい	視力	/		
		視野	2・3級	1～3級	
	聴覚障がい		2・3級		
	平衡機能障がい		3級		
	音声・言語・そしゃく機能障がい				
	上肢不自由		1・2級		
	下肢不自由		1～6級	1～4級	
	体幹不自由		1～3・5級	1～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級		
		移動機能	1～6級	1～4級	
	心臓機能障がい		1・3級		
	じん臓機能障がい				
	呼吸器機能障がい				
	ぼうこう・直腸機能障がい				
	小腸機能障がい				
	免疫機能障がい		1～3級		
肝臓機能障がい					
知的障がい		療育手帳A1、A2、A3、B1			
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳 1級			

※ 自動車税については、上記の外に戦傷病者手帳所持者等についても対象になる場合がありますので、詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

※ 普通自動車と軽自動車の両方を所有・使用している場合であっても減免を受けられるのは、1人1台になります。また、減免車両の変更の際はそれぞれの窓口にお問い合わせください。

種 類	内 容	手続き・窓口						
NHK受信料の減免	<p>次に掲げる人については、NHKへ免除申請書を提出すると受信料が免除されます。</p> <table border="1" data-bbox="395 304 1098 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 304 547 353"></th> <th data-bbox="547 304 1098 353">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 353 547 443">全額免除</td> <td data-bbox="547 353 1098 443">身体・知的・精神障がい者がいる市町村 民税非課税世帯</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 443 547 712">半額免除</td> <td data-bbox="547 443 1098 712">世帯主がNHKとの契約者であり、下記のいずれかに該当する場合 ●視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳 1・2 級所持者 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請に必要なもの】</p> <p>①免除申請書（市生活福祉課にあります）</p> <p>②印鑑</p> <p>③身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※半額免除についてはインターネットで申請することも可能です。</p> <p><a href="https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html">https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html</a></p>		対象者	全額免除	身体・知的・精神障がい者がいる市町村 民税非課税世帯	半額免除	世帯主がNHKとの契約者であり、下記のいずれかに該当する場合 ●視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳 1・2 級所持者 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者	<p>【窓口】</p> <p>筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230</p> <p>【お問い合わせ先】</p> <p>NHK 福岡放送局 〒810-8577 福岡市中央区六本松 1-1-10 ☎ 092-715-7111</p>
	対象者							
全額免除	身体・知的・精神障がい者がいる市町村 民税非課税世帯							
半額免除	世帯主がNHKとの契約者であり、下記のいずれかに該当する場合 ●視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳 1・2 級所持者 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者							
携帯電話使用料の割引	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、携帯電話の使用料などの割引が受けられます。	各携帯電話の取扱店						
文化・体育施設の使用料減免	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人が市営・公営の体育館、プール、野球場、劇場、美術館、博物館などの文化・体育施設を利用する場合、使用料が減免されることがあります。	使用する文化・体育施設						

<p>ふれあい案内 (NTT電話番号無料案内)</p>	<p>電話帳で相手方の電話番号を探すことが困難な視覚・上肢などの不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、無料で電話番号をご案内します。 (ご利用前には事前に登録が必要です)</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳をお持ちの人で <ul style="list-style-type: none"> <li>*視覚に障がいがある人(1～6級)</li> <li>*上肢に障がいがある人(1、2級)</li> <li>*聴覚に障がいがある人(2、3、4、6級)</li> <li>*音声・言語機能又は そしゃく機能に障がいがある人(3、4級)</li> </ul> </li> <li>●療育手帳をお持ちの人</li> <li>●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人</li> </ul>	<p>NTT西日本 ☎ 0120-104174 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く) Fax 0120-104134</p>								
<p>郵便による不在者投票制</p>	<p>選挙人で身体に重度の障がいがある人の投票については、自宅等に投票用紙を請求し、郵送によって行う方法があります。</p> <p>【対象者】</p> <table border="1" data-bbox="395 1108 1086 1355"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>障がいの程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障がい</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がい</td> <td>1級・3級</td> </tr> <tr> <td>免疫、肝臓機能の障がい</td> <td>1～3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>※あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。</p>	障がいの種類	障がいの程度	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がい	1級・3級	免疫、肝臓機能の障がい	1～3級	<p>筑紫野市 選挙管理委員会 事務局 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111</p>
障がいの種類	障がいの程度									
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級									
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がい	1級・3級									
免疫、肝臓機能の障がい	1～3級									

<p>青い鳥 はがきの 配布</p>	<p>日本郵便株式会社は、重度の身体障がい者または重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望された人に「青い鳥郵便葉書」を無償で配布しています。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳 1 級または 2 級の人</li> <li>●療育手帳Aの人</li> </ul> <p>【配布葉書および枚数】</p> <p>おひとりにつき次の葉書からいずれか 1 種類を 20 枚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常郵便葉書（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）</li> </ul> <p>【申し込み方法】</p> <p>身体障害者手帳または療育手帳を持参のうえ、「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項を記入し、最寄りの郵便局に申し込んでください。</p> <p>郵送でも申し込みも可能です。</p> <p>※ 受付期間および配布期間には一定の期間がもうけられていますので、詳しくは郵便局にお問い合わせください。</p>	<p>最寄りの郵便局</p>
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------